

< 諫早高等学校定時制 P T A 会則 >

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は長崎県立諫早高等学校定時制 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務局を同校内におく。

第 3 条 本会の会員は本校生徒の保護者と本校教師を以って組織する。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 本会は本校教育事業に協力し本校定時制教育の振興を図ることを目的とする。

第 5 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校経営上の協力。
- (2) 教育施設の整備拡充。
- (3) 学校・家庭・職場の緊密化。
- (4) その他本会の目的達成上必要と認める事業。

第 3 章 役員及び任務

第 6 条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 1 名 顧問若干名 評議員若干名 監事 2 名 書記 1 名

第 7 条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 会長・副会長及び監事は評議員の互選とする。
- (2) 顧問は評議員会の推薦により会長が之を委嘱する。内 1 名は学校長とする。
- (3) 評議員は学年毎に 1 名を会員中より選出する。この外に教職員中より若干名を選出する。
- (4) 書記は本校教職員中より校長の推薦により会長が之を委嘱する。

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

欠員を生じた場合は補充することができる。その場合の任期は前任者の残存期間とする。

第 9 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総理し会議の議長となり本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは之を代行する。
- (3) 評議員は予算・決算の審議を行い本会に関する重要事項につき議決する。
- (4) 監事は本会の事業並びに会計の監査に当たる。
- (5) 書記は本会の会計に関する事務並びに庶務を掌る。

第 4 章 会 議

第 10 条 本会の会議は総会及び評議員会とする。

(1) 総会は毎年 1 回学年当初に開き予算・決算その他重要事項を承認し本会の運営について討議する。

必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2) 評議員会は必要に応じて会長が之を召集する。

第 11 条 すべて会議の議決は出席会員の過半数を以って決する。賛否同数の場合は議長が之を決する。

第 5 章 会 計

第 12 条 本会は、第 5 条の事業を推進するために次の会計を設ける。

- (1) P T A 会計
- (2) 教育振興費会計

第 13 条 前条の会計の執行機関を校長に委任する。

2 校長は委任された事務を適正な注意義務をもって処理しなければならない

3 校長は会長立ち会いの下に、会計経理の状況を監事に報告し監査を受けなければならない。

4 監事は前項の監査結果を評議員会及び総会へ報告しなければならない。

第14条 会員は次に定める会費並びに入会金を納入するものとする。

(1) PTA会費 月額 300円
入会金 400円(ただし、入会時とする)

(2) 教育振興費 月額 600円

2 2人以上の子弟があるときは上学年生徒分を全額とし他は半額とする。

3 会費の徴収時期は4月から1月までとし、2月及び3月は徴収しない。

第15条 毎年度の予算及び決算は、定期総会において承認を得るものとする。

2 会計独立の原則から各会計間の予算流用は禁止とする。ただし同一会計内の費目間の予算流用については校長の権限でできるものとする。

第16条 本会会計に関する文書は、10年間保存しなければならない。

2 前項の文書とは、収入・支出伺、出納簿、決算書、通帳及び証拠書類をいう。

第6章 付則

第17条 本会の会計年度は毎月4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の会則は総会の議決を経なければ変更することはできない。

第19条 本会則は昭和35年4月1日よりこれを実施する。

昭和39年6月13日 一部改正

昭和45年5月10日 //

昭和48年6月2日 //

昭和50年5月25日 //

平成4年5月18日 //

平成10年5月29日 //

平成23年5月23日 //

令和3年6月1日 //